

改正 令和4年3月30日 原規技発第 2203305 号 原子力規制委員会決定

令和4年3月30日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
の解釈の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解
釈（原規技発第 1306193 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和4年3月30日から施行する。

別表 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第39条（地震による損傷の防止）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第1項第4号に規定する「<u>基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない</u>」とは、<u>基準地震動による地震力が作用することにより特定重大事故等対処施設に属する設備（当該施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持するために必要な間接支持構造物等を含む。）の各部に生ずる応力等が、当該設備が設置される地盤の支持性能及び周辺斜面の安定性を考慮しても、本規程別記2に準じて算定される許容限界に相当する応力等に対して余裕を有することをいう。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第39条（地震による損傷の防止）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 第1項第4号に規定する「<u>特定重大事故等対処施設</u>」に「<u>基準地震動による地震力に対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの</u>」を適用する場合、<u>基準地震動に対する設計基準上の許容限界は設計基準と同じものを適用する（例えば、基準地震動に対して設計基準上の許容値を適用する。）が、設計基準における措置とは性質の異なる対策（多様性）を講ずること等により、基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めること。</u></p> <p><u>例えば、設計基準事故対処設備は剛構造であるのに対し、特定重大事故等対処施設に属する設備については、免震又は制震構造を有することをいう。</u></p> <p>5 <u>第1項第4号の適用に当たっては、特定重大事故等対処施設の機能を維持するために必要な間接支持構造物等の関連する設備等は、特定重大事故等対処施設に求められる地震力に対してその機能を喪失しないものであること。</u></p>

第40条（津波による損傷の防止）

1 （略）

2 特定重大事故等対処施設が「基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない」とは、次のいずれにも適合することをいう。

a) 特定重大事故等対処施設が設けられる工場等の敷地に津波による浸水が生じた場合においても、特定重大事故等対処施設がその重大事故等に対処するために必要な機能を維持できること。この場合において、当該浸水の浸水高さは、津波防護施設の基準津波による入力津波高さ、当該敷地の敷地高さ、特定重大事故等対処施設の位置その他の条件を考慮したものであること。

b) 特定重大事故等対処施設のうち海水を取水する機能を有する系統は、基準津波による水位の低下が生じた場合においても余裕をもって当該機能を維持することができるよう、当該系統の取水可能な水位の設定、堰^{せき}がとどめる海水の量の確保その他の適切な措置を講じたものであること。

第40条（津波による損傷の防止）

1 （略）

2 第40条に規定する「基準津波に対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの」を特定重大事故等対処施設に適用する場合、基準津波に対する設計基準上の許容限界は設計基準と同じものを適用するが、設計基準における防護措置とは性質の異なる対策（多様性）を講ずること等により、基準津波を一定程度超える津波に対して頑健性を高めること。

例えば、水密性が保証された建屋又は高台に設置された建屋等に収納することをいう。